

施設利用の考え方

◎：要求水準書上提案義務を課しているもの

○：利用料金の提案可能（貸館以外の事業用途にも使用可能）

階数	施設・エリア名	料金設定の可否	委託・貸付等による第三者の占有の可否	その他の留意事項
2階	音楽練習室（前室、観覧室含む）	◎		
2階	スタジオ前室	○		・避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能 ・スタジオ1・2・3を全て借り上げた場合占有可能
2階	スタジオ（1、2、3）	◎		
2階	小ホール2Fロビー	○	○ ※一部のみであれば	・避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
2階	2F国際ホールロビー	○	○ ※一部のみであれば	・避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
2階	多目的ホール（小）	○	○	
2階	多目的ホール（大）	○	○	
2階	多目的室3	○		
2階	多目的控室（G1、G2）	◎		・国際ホール利用者のリハーサル室としての運用を想定
2階	備品庫（1、2、G）			
2階	楽器庫G2			・県立ジュニアオーケストラの楽器を保管
2階	機械室（2-2、2-3）			
2階	倉庫2			
1階	国際ホール（約1,200席）受付、クローケ含む	◎		
1階	音楽小ホール（約350席）受付、クローケ含む	◎		
1階	多目的室（1、2）	○	○	
1階	楽器庫G1		○	
1階	大楽屋（G1、G2）	◎		
1階	倉庫（1、G5、K1、K2、S3、S4）			
1階	自販機置場		○	
1階	アトリウム倉庫			
1階	館長室			
1階	会館事務室			
1階	応接前室・応接室			
1階	事務書庫			
1階	事務休憩室			
1階	キッズルーム	○	○	・来館した幼児・児童が安全に利用できること ・運営に際して、あらかじめ利用規約を定め、キッズルーム・授乳室の使用者には使用上の注意事項を伝達すること ・室内及び周辺の安全や衛生に配慮し、万が一の事故等にも迅速に対応できる方策を講じること
1階	授乳室			
1階	エントランスホール	○	○ ※一部のみであれば	・一部占有の場合は避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
1階	アトリウム	○	○ ※一部のみであれば	・一部占有の場合は避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
1階	小ホール1Fロビー	○	○ ※一部のみであれば	・一部占有の場合は避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
1階	1F国際ホールロビー	○	○ ※一部のみであれば	・一部占有の場合は避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
1階	厨房		○	
1階	カフェ		○	・事業者は飲食施設を運営すること ・施設特性や事業目的を踏まえ、来館者の利便性の向上を図り、本施設の魅力を高める要素となるよう企画・運営を行うこと ・飲食施設の運営方法は事業者の提案による ・第三者に転貸する場合、県は事業者にPFI法に基づく行政財産の無償貸付を行い、事業者が第三者に転貸させて飲食施設の運営を実施させること
1階	ロビーテラス	○	○	
1階	バーカウンター	○	○	
1階	控室G1	○	○	
1階	シャワー室（G1、G2）	○		
1階	洗濯室G1	○		
地下1階	B1Fエントランス	○	○ ※一部のみであれば	・一部占有の場合は避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能

施設利用の考え方

◎：要求水準書上提案義務を課しているもの

○：利用料金の提案可能（貸館以外の事業用途にも使用可能）

階数	施設・エリア名	料金設定の可否	委託・貸付等による第三者の占有の可否	その他の留意事項
地下1階	中楽屋S1	◎		
地下1階	小楽屋（S1、S2）	◎		
地下1階	楽屋ラウンジS	◎		・中楽屋S1、小楽屋S1・S2を全て借り上げた場合占有使用許可可能 ・避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
地下1階	VIP楽屋（G1、G2）	◎		
地下1階	小楽屋（G1、G2、G3、G4）	◎		
地下1階	楽屋ラウンジG	◎		・VIP楽屋G1・G2、小楽屋G1・G2・G3・G4を全て借り上げた場合占有使用許可可能 ・避難経路、動線を妨げない範囲で利用者が活用することは可能
地下1階	大道具室G			
地下1階	道具方控え室G		○	・舞台操作を外部委託した際に控える場所
地下1階	荷解室G	◎		・国際ホールを借り上げた際に占有使用許可可能
地下1階	地下駐車場（25台）	◎		・事業者が機器を調達の上、管理を行うこと ・開館時間を勘案し、来館者の利便性を損なわない時間を提案すること ・駐車料金について提案し、条例に従って設定し、利用者からの料金を徴収すること（徴収した料金は自らの収入として徴収することができる） ・来館者への案内、誘導などを実施すること 公演開催時には交通整理等、駐車場の混雑や周辺の渋滞などが発生しないよう駐車場利用者を適切に誘導・整理すること ・車両の事故、盗難、車上荒らし等の発生を未然に防止とともに、事故等が発生した場合は適切に対応すること ・無断駐車のないようにすること
地下1階	シャワー室（S1、S2）	○		
地下1階	駐輪場（バイク7台、自転車46台）	○		
地下2階	オーケストラピット	◎		
地下2階	工作室			
地下2階	倉庫（G1、G2、G3）			
地下2階	更衣室（1・2）			
屋上	屋上			・安全面の観点から、利用者が常時立ち入らせる活用は想定していない
屋外	カフェテラス		○	・事業者は飲食施設を運営すること ・施設特性や事業目的を踏まえ、来館者の利便性の向上を図り、本施設の魅力を高める要素となるよう企画・運営を行うこと ・飲食施設の運営方法は事業者の提案による ・第三者に転貸する場合、県は事業者にPFI法に基づく行政財産の無償貸付を行い、事業者が第三者に転貸させて飲食施設の運営を実施されること
屋外	ロビーテラス	○	○	
屋外	前庭	○	○ ※一部のみであれば	・屋外広告：第2種禁止地域 ・景観区域：歴史拠点景観区域 ・名勝奈良公園敷地内 ・文化財保護法の適用により、樹木の剪定は可能であるが樹木を伐採することはできない ・地下駐車場のあるエリアは、耐荷重制限あり、4 t トラックまで運用
屋外	大型広報掲示板			・奈良市屋外広告物条例により、自己の事業等以外の広告物は表示できない ・ただし、文化会館事業に協賛企業等がある場合その名称を記載する事は妨げない